

OECD環境コモンアプローチの改訂及び
国際機関・他国公的機関の環境ガイドラインの動向

2014年3月



E&E Solutions Inc.

イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社



発表内容

第1部 OECD環境コモンアプローチの改訂内容

第2部 主要国際機関の動向

第3部 主要輸出信用機関(ECA)の動向

第4部 まとめ

質疑応答

発表内容

➡ 第1部 OECD環境コモンアプローチの改訂内容

第2部 主要国際機関の動向

第3部 主要輸出信用機関(ECA)の動向

第4部 まとめ

質疑応答



OECD環境コモンアプローチ

Recommendation of the council on common approaches for officially supported export credits and environmental and social due diligence

● OECD環境コモンアプローチとは

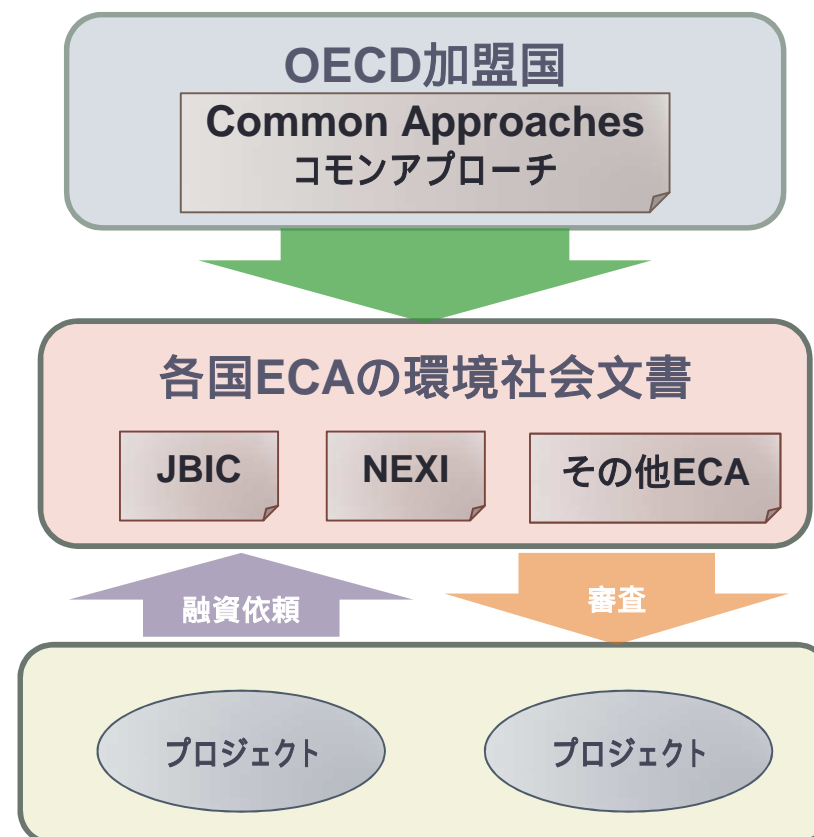
- OECD輸出信用部会 (ECG) により策定されている、公的輸出信用機関 (ECA) のための環境上の指針
- 加盟メンバーが輸出信用を供与するにあたり、遵守すべき共通の環境社会審査手法を定めたルール

● OECD環境コモンアプローチと各国ECAの取り組み

- コモンアプローチに基づき、加盟メンバーがそれぞれの方法で運用を行っている (独自の環境社会ガイドラインの策定を含む)
- JBIC及びNEXIの環境社会配慮確認のためのガイドラインも「OECDでの議論等をふまえて策定されたものであり、これらの進展を勘案して今後も必要に応じ見直されるもの」である (JBICガイドライン前書きより)

OECD環境コモンアプローチの概要

- 適用範囲
 - 融資期間(償還期間)が2年以上の輸出信用供与案件
- スクリーニング対象
 - 影響を受けやすい地域の近傍に立地
 - 10百万SDR以上の融資の場合





2012年OECD環境コモンアプローチの改訂ポイント

「社会 (social)」の追記

「人権」に係る取り組み

- 「人権の保護及び尊重」について明記
- 潜在的な社会への影響に、「プロジェクト関連の人権への影響 (強制労働、児童労働、生命を脅かす職業上の安全衛生を含む)」を明記
- 「企業の社会的責任を求める指針『OECD多国籍企業ガイドライン』に対する注意喚起」を明記

「気候変動」に係る取り組み

- 潜在的な環境への影響: 「『著しい大気への排出』に『温室効果ガス』を含む」と明記
- 以下の事項に係るOECD輸出信用部会 (ECG) への報告について明記
 - 二酸化炭素排出量が年間2万5千トンを超えると推定されるプロジェクトの年間予想排出量
 - 排出源単位700g/kwh以上の新規の化石燃料火力発電プロジェクトの影響緩和策



2012年OECD環境コモンアプローチの改訂ポイント

具体的な国際基準の取り扱い

- IFCパフォーマンススタンダードの適用範囲の拡大
- 世銀グループEHSガイドラインをベンチマークとして活用する旨明記
- 特定セクターの国際的に認められている基準を参照する旨明記(例:原子力安全条約、IAEA基準、世界ダム委員会レポート等)
- 国際基準に適合できない場合のOECD輸出信用部会(ECG)への報告義務(関連するモニタリング手順を含む)

事業者へ対する要求事項

- プロジェクトスポンサーへの「追加的なアクションプラン(行動計画)の要求」について明記
- カテゴリAプロジェクトの場合のモニタリングレポートの提出について明記

2012年OECD環境コモンアプローチの改訂ポイント

その他

- 関連施設 (Associated Facilities) の定義が明記
- カテゴリAの例示リストの追記
 - 「新設の採石場を含む新規のセメント工場」等のセクターがカテゴリAの例示リストへ追加
 - 「影響を受ける人数が大規模な非自発的住民移転」に加えて「影響を受ける人数が大規模な用地取得」がカテゴリAの例示リストへ追加

- より現実的かつ具体的な記述に改訂
- 新たな取り組みとして「人権」「気候変動」が追加



発表内容

第1部 OECD環境コモンアプローチの改訂内容

➡ 第2部 主要国際機関の動向

第3部 主要輸出信用機関(ECA)環境社会配慮確認

第4部 まとめ

質疑応答



主要な環境社会に係るガイドライン策定年表

機関名称	ドキュメント名	~1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014			
世界銀行	世銀セーフガードポリシー	---	→													見直し					
	汚染防止・削減ハンドブック (PPAH)	● 制定	---													見直し					
IFC	セーフガードポリシー	● 制定	---													見直し					
	持続可能性枠組み 持続可能性ポリシー									● 制定					見直し	● 改訂					
	持続可能性枠組み パフォーマンススタンダード									● 制定					見直し	● 改訂					
	世銀グループEHSガイドライン	● 制定	---													見直し					
ADB	住民移転ポリシー	● 1995制定	---													見直し					
	先住民族ポリシー	● 1998制定	---													見直し					
	環境ポリシー					● 制定	---													見直し	
	セーフガードポリシー ステートメント													● 策定	→			見直し 開始予定			
EBRD	環境社会ポリシー	● 1991制定 1996改訂	→													見直し					
OECD	環境コモンアプローチ				● 制定	● 改訂	● 改訂	● 改訂	● 改訂	→				見直し	● 改訂						
JBIC	環境社会配慮のための 国際協力銀行ガイドライン					● 制定	→													見直し 開始	
NEXI	貿易保険における環境社会配 慮のためのガイドライン				● 制定	● 改訂	→													見直し 開始	
EP協会	赤道原則						● 制定	→													改訂

世銀セーフガードポリシーの改訂

- 世銀セーフガードポリシーとは：
 - 世銀は、1980年代から環境社会配慮政策やそのための組織の充実などに取り組み、他の開発援助関連機関の環境社会配慮政策に大きな影響を与えてきた。
 - 世銀セーフガードポリシーは
 - 第三者や環境への負の影響、意図しない副作用を防止するための方針をとりまとめたもの
 - 10の運用政策(OP)/行内手続き(BP)から構成
- 改訂背景：
 - 世銀の近年の業務形態を反映させたセーフガードポリシーの必要性
 - セーフガードポリシーの運用(implementation)、監督(supervision)、監視(monitoring)、報告(reporting)の強化
 - 社会問題に係るセーフガードポリシーの強化(特に、現行セーフガードポリシーにおいてカバーされていないジェンダー、労働環境等への対応強化)
 - 現行のセーフガードポリシーをベースとし、様々な要素を盛り込んだ上での、新たな統合的な枠組みの策定を目指す

世銀セーフガードポリシーの改訂

- 現況：
 - 2012年～：改訂プロセス開始(2年かけて3フェーズで実施)
 - フェーズ1：2012年10月～2013年4月にコンサルテーションの実施
 - フェーズ2：フェーズ2ではセーフガードポリシー案公開予定
 - フェーズ3：セーフガードポリシーの最終化
- 新たな検討課題(emerging areas)：
 - 7つの新たな検討課題(人権、労働環境、ジェンダー、社会的弱者、先住民族との事前の十分な情報に基づく合意(Free, Prior, and Informed Consent: FPIC)、用地取得と天然資源、気候変動)

IFCパフォーマンススタンダード(2012) の改訂ポイント

- IFCパフォーマンススタンダードとは:
 - IFCが貸出条件として「顧客」に対し遵守を求める基準(=プロジェクトに求められる要求事項)
 - 8つのパフォーマンススタンダード(PS1からPS8まで)により構成される。
- 改訂ポイント:
 - 利害関係者の関与の強化(PS1)
 - CO₂換算年間25,000トン以上の温室効果ガスを排出する事業者による、プロジェクトからの直接排出及び間接排出の定量化(PS3)
 - 「土地の使用制限(restriction on land use)」の捉え方の拡大(PS5)
 - 「生態系サービス」の持続可能な管理方法および影響緩和策について考慮する(PS6)
 - 影響を受ける先住民族とのコンサルテーションの内容強化(FPIC:”consultation”から”consent”へ)(PS7)
 - 文化遺産へのアクセス確保(PS8)

世銀グループEHSガイドラインの改訂

Environmental, Health, and Safety (EHS) Guidelines

- 世銀グループEHSガイドラインとは：
 - 環境、労働安全分野に焦点を当て、プロジェクトを実施する際に目標とすべき基準や汚染対策等を、セクター別に定めたもの。
 - 共通ガイドライン及び62のセクター別ガイドラインを策定済み
- 改訂目的：
 - 国際的なグッドプラクティスの反映
 - 世銀グループのセクター戦略（2012世銀グループ環境戦略を含む）との連携
 - IFC持続可能性枠組み（2012年版）の内容の反映

世銀グループEHSガイドラインの改訂

Environmental, Health, and Safety (EHS) Guidelines

- 現況：
 - 2013年2月～ EHSガイドラインの改訂プロセス開始
2015年末までに4つのフェーズで実施される
 - 第1フェーズ： 2013年2月から開始。
対象：共通ガイドライン及び6セクター
 - 第2フェーズ： 2013年10月から開始。
対象：共通ガイドライン及び13セクター
 - 第3・第4フェーズ： 第1フェーズ及び第2フェーズの結果をふまえ、
2014年から2015年にかけて実施される見込み
- 追加セクターの検討：
 - 「水力発電」と「太陽光発電」の新規策定を検討中

EBRD環境社会ポリシー (Environment and Social Policy 2008) の改訂

- 現況：
 - 2012年～：
環境社会ポリシー (Environment and Social Policy 2008) の改訂プロセス開始
 - 2012年～2013年：
その他国際機関とEBRD環境社会ポリシーの比較の実施
ステークホルダーからのコメント受付
 - 2014年1月20日：
環境社会ポリシー、情報公開政策及び異議申立て手続きの改訂案公開
(2014年3月5日までパブリックコメント受付)
 - 2014年2月：
各地(モロッコ、ウクライナ、グルジア、カザフ、モスクワ、ブルガリア、ロンドン)にてコンサルテーション実施
 - 2014年5月： 理事会承認見込み

EBRD環境社会ポリシー (Environment and Social Policy 2008) の改訂

- 2014年1月公開の改訂案における改訂ポイント：
 - 人権、ジェンダーの重要性及び責任について言及
 - カテゴリCの定義の変更
 - 住民移転発生時の補償に関する要求事項の強化
 - 生物多様性への影響に係る適応アプローチ、生物多様性における優先事項についての言及

赤道原則 (Equator Principles: EP) の改訂

- 赤道原則とは:

- 融資に伴う環境社会リスクを減じるための民間銀行の自発的な取り組み
- 赤道原則を採択した民間銀行は、赤道原則を遵守する案件に対してのみ融資することが求められる

- 現況:

- 赤道原則第三版 (EP 3.0): 2013年6月4日発効。2014年1月全面移行。
- 赤道原則採択行: 79機関 (2014年2月現在)

(本邦民間金融機関3機関、及びECA 4機関を含む)

- 主な改訂ポイント

- 適用範囲の拡大 (プロジェクトファイナンスに加え、プロジェクト紐付きコーポレートローンにも適用)
- 気候変動 (温室効果ガス排出量の少ない技術的、経済的な代替案の検討)
- 先住民族のFPIC ("consultation" から "consent" へ)
- 情報公開の拡充及び透明性の向上

発表内容

第1部 OECD環境コモンアプローチの改訂内容







第2部 主要国際機関の動向

 第3部 主要輸出信用機関(ECA)の環境社会配慮確認

第4部 まとめ

質疑応答

調査対象の公的輸出信用機関(ECA)

-  ・ 米国 輸出入銀行 (USEXIM)
-  ・ 加国 輸出開発公社 (EDC)
-  ・ 英国 輸出ファイナンス (UKEF)
-  ・ 独国 Euler Hermes (Hermes)
-  ・ 仏国 Coface
-  ・ 韓国 輸出入銀行 (KEXIM)

計 6機関

ECAの環境ガイドライン制定・公開状況

- 各国ECA共、OECD環境コモンアプローチをベースに環境社会配慮確認を実施
- 独自のガイドラインを有さず、OECD環境コモンアプローチに拠ることとしている機関も存在。

	制定状況	公開	直近改訂
 USEXIM	あり		2013年6月
 EDC	あり		2014年(予定)
 UKEF	なし	-	
 Hermes	あり		2013年11月
 Coface	なし	-	
 KEXIM	あり	公開せず	
 JBIC	あり		2009年10月 (改訂作業中)
 NEXI	あり		2009年10月 (改訂作業中)

ECAのスクリーニング及びカテゴリ分類

- スクリーニングにあたっては、コモンアプローチ(CA)適用範囲のみ対象する場合と、全プロジェクト対象に実施する場合がある
- カテゴリ分類の定義は、同一

		スクリーニング対象	カテゴリ
	USEXIM	CA適用のみ	A/B/C
	EDC	全プロジェクト	A/B/C
	UKEF	CA適用のみ	A/B/C
	Hermes	全プロジェクト	A/B/C/ハイリスク
	Coface	全プロジェクト	A/B/C
	KEXIM	全プロジェクト	A/B/C
	JBIC	全プロジェクト	A/B/C/FI
	NEXI	2年以上の保険案件	A/B/C

ECAの環境レビュー及びモニタリング

環境レビュー

- 環境レビューの結果を審査責任部門がとりまとめ、融資契約へ反映
- 現地国基準/法制度を遵守
- 国際的な基準を満足できない場合には、その妥当性を確認

参照する国際基準

国際的な環境社会配慮に係る三大基準

世銀セーフガードポリシー

IFC パフォーマンススタンダード









世銀グループEHSガイドライン

モニタリング

- 顧客から提出されたモニタリングレポートに基づき、ECAによるモニタリングを実施
- モニタリング期間は融資期間中継続






ECAの情報公開

- ・ カテゴリ分類の結果： 全機関公開
- ・ 環境レビュー結果： JBIC/NEXI含む6機関にて公開(条件付きで公開)
- ・ 事業者が実施しているモニタリング結果：
 - JBICを含む2機関にて公開(「現地で一般に公開されている範囲」等、条件付きで公開)
- ・ 環境社会評価関連文書：顧客に公開を促す場合もしくはECAが公開を行う場合

	カテゴリ分類結果	環境レビュー結果	モニタリング結果	環境社会関連文書
 USEXIM	○	○	○	○
 EDC	○	○	×	○
 UKEF	○	○	×	○
 Hermes	○	×	×	○
 Coface	○	○	×	○
 KEXIM	○	×	×	○
 JBIC	○	○	○	○
 NEXI	○	○	×	○

ECAにおける諮問委員会及び異議申立て手続き

- ・ 個別案件に係る諮問委員会の設置はない
- ・ 環境社会に係る異議申立て手続きは、EDC/JBIC/NEXIのみ設置

		諮問委員会	異議申立手続き
	USEXIM	×	×
	EDC	×	○
	UKEF	×	×
	Hermes	×	×
	Coface	×	×
	KEXIM	×	×
	JBIC	×	○
	NEXI	×	○

○トピック：米輸銀 (USEXIM) ガイドラインの改訂

- 現況：
 - 2013年6月 USEXIMガイドラインを改訂
- 改訂ポイント：
 - IFCパフォーマンススタンダードの適用範囲の拡大
 - 原子力に係る審査手順 (Nuclear Procedures & Guidelines) をAnnexへ追加
 - 2013年12月12日 USEXIMガイドラインAnnex A-2 (高炭素排出型プロジェクトのための補足ガイドライン (Supplemental Guidelines for High Carbon Intensity Projects)) をアップデート
 - **原則として、米輸銀は高炭素排出型プロジェクトに対し融資を行わない(例外を除く)。**
 - 例外とは、a)もしくはb)の場合を指す；
 - a) 貧困国 に立地し、高効率の発電が可能であり、かつその他経済的に妥当な代替案がない場合
 - b) 貧困国以外の場合には、CO₂地下貯留技術を導入

貧困国 (World's Poorest Countries) = IDA only国

発表内容

第1部 OECD環境コモンアプローチの改訂内容

第2部 主要国際機関の動向

第3部 主要輸出信用機関(ECA)の環境社会配慮確認

 第4部 まとめ

質疑応答

まとめ

1 OECD環境コモンアプローチの改訂内容

- 「社会 (Social)」の取り扱い
- 人権に係る取り組みの強化
- 気候変動に係る取り組みの強化
- 国際基準の取り扱い

2 主要国際機関の動向

- 気候変動への取り組みの強化
- 社会問題(人権、先住民族のFPIC等)への取り組みの強化
- 新たな課題への取り組み(評価手法の検討を含む)の強化
- 環境社会配慮確認時点においてプロジェクトの情報が十分に入手できない場合の評価方法についての検討

3 ECAの動向

- 各国ECAともOECD環境コモンアプローチをベースに環境社会配慮確認を実施
- スクリーニング/カテゴリ分類/環境レビュー/モニタリング/参照する国際基準については差異は見られない
- 情報公開の内容・方法/公式な異議申し立て手続きの有無について対応に違いあり



ご清聴ありがとうございました